


住居確保給付金とは「住宅及び就労機会の確保に向けた支援」

「生活よりそい相談センター」(南関町社会福祉協議会内)による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給する制度です。

- 支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
 33,000円(単身世帯) 40,000円(2人世帯)
 43,000円(3人～5人世帯) など
- 支給期間：3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能)
- 支給方法：熊本県から大家等へ直接振り込みます。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

 申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
 または新型コロナウイルスの影響で失業、休職、自宅待機、収入が減った方
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である ※収入には、公的給付(失業手当・児童手当・年金等)を含む

世帯人数	基準額		収入基準額(万円)
1人	7.8万円	+家賃額 ただし地域ごとに 設定された 基準額が上限	93.0万円
2人	11.5万円		137.8万円
3人	14.0万円		168.0万円
4人	17.5万円		209.7万円
5人	20.9万円		249.7万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている
 同居の親族の預貯金及び現金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産(世帯預貯金)
1人	46.8万円
2人	69.0万円
3人	84.0万円
4人	100.0万円
5人	100.0万円

- ⑦ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
 ※月に1回以上支援員との面談で報告すること
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない